

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 今年開催する「清流の国ぎふ」文化祭2024の広報のため、「清流の国ぎふ」文化祭2024公式ガイドブックを制作するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務は、ガイドブック制作に関するノウハウのみならず、魅力的で来場意欲を高めるような企画やデザインなどが必要であることから、豊富な経験と専門的な知識、制作実績等を有する事業者でなければ、業務を遂行することができない。 このため、契約者の選定にあたっては、競争入札による価格競争には適さず、こうした分野に精通する者から提案される企画を比較検討する「一般公募型プロポーザル」により、契約者を決定することが必要である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明 令和6年4月30日に開催した「『清流の国ぎふ』文化祭2024公式ガイドブック制作業務委託プロポーザル評価会議」において、企画提案を評価した結果、株式会社太洋社が最優秀提案者（契約交渉の相手方）として選定された。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。